所得税基本通達新旧対照表

(注)アンダーラインを付した部分は、改正部分である

改	正	後	改	正	前
雑所得及び業務に係る雑 (1)~(11) 省 略 (12) 譲渡所得の基因とな	所得以外の雑所得をいう。 らない資産の譲渡から生っ	.雑所得(公的年金等に係る) に該当する。 **る所得(営利を目的として び山林の譲渡による所得を	(雑所得の例示) 35-1 次に掲げるような (1)~(Ⅱ) 同 左 (新設)	:ものに係る所得は、 <u>雑所</u> ?	<u>导</u> に該当する。
(8) 省 略 (注)事業所得と業務に 社会通念上事業と称 であるが、その所得	一所得は、事業所得又は山林 該当する。 続的に行う資産の譲渡から 係る雑所得の判定は、その するに至る程度で行って がその者の主たる所得でな と超えない場合には、特に				<u>当するもの)</u> : 認められるものを除き、 <u>雑</u>